部を改正する件

リバーン関係者等を指定する件の く資産凍結等の措置の対象となるタ

月曜日



外) **内閣府** ^{国立印刷局)}

 \bigcirc

 \triangleright

 \bigcirc

〇国際連合安全保障理事会決議に基づ 〇国際連合安全保障理事会決議第千二 条第四項の規定に基づき、名簿から 告する件(国家公安委一八) 抹消された公告国際テロリストを公 法第三条第五項において準用する同 する財産の凍結等に関する特別措置 百六十七号等を踏まえ我が国が実施

「その他告示

目 次 (号 **発 行** (原稿作成

名簿記載者公告番号 QI-199

我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法

において準用する同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

○国家公安委員会告示第十八号

そ

の

他

告

示

次の公告国際テロリストが、

員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ

(平成二十六年法律第百二十四号) 第三条第五項

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委

名簿に記載された年月日 2014年8月15日 (2020年11月24日に改訂) 氏名 ハッジャージュ・ビン・ファハド・アル・アジュミー(HAJJAJ BIN FAHD AL AJMI) 令和七年六月十六日 国家公安委員会委員長

○外務省告示第二百十四号

会決議第千二百六十七号4 (b)、 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、第千九百八十八号、 百五十三号に基づき設立された各理事会委員会が令和七年六月九日に行った決定等に基づき、 平成十三年外務省告示第三百三十二号及び令和七年外務省告示第百九号を含む関連の告示に関し、 令和七年六月十六日 に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のように改正する。 (a)、第千九百八十九号1 (a)、 第千三百三十三号8 (c)、 第二千二百五十三号2 (a) 及び第二千二百五十五号1 第千三百九十号2 (a)、 第千九百八十九号及び第二千二 外務大臣 岩屋 **、第千九百八** 同理事

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定

议

当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

「対象規定」という。)は、

657. (別表) $\sim 656.$ 削除 改 思 正 後 (別表) $\sim 656.$ ハッジャージュ・ ジュ・ファハド・ヒジャージュ・ム アル・アジュミー(別名:(a)ヒジャー ハッジャージュ・アル・アジャニ ジャージュ・アル・アジャニー ル・アジュミー (d)シェイク・ハッ ジャージュ・ビン・ファハド・ア ビブ・アル・アクミー ド・ヒジャージュ・ムスンメド・セ ハンマド・サーヒブ・アル・アジュ 改 (f)ハッジャージュ・アジャニー) (b)ヒジャージュ・ファヒー [同左] 正 ビン・ファハド・ 前 (c) /\ "y (e)

HAJJAJ BIN FAHD AL AJMI

(a.k.a.: (a)Hijaj Fahid Hijaj Muhammad Sahib al-Ajmi (b) Hicac Fehid Hicac Muhammed Sebib al-Acmi (c)Hajjaj bin-Fahad al-Ajmi (d)Sheikh Hajaj al-Ajami (e)Hajaj al-Ajami (f)Ajaj Ajami)

称号:不明 役職:不明

生年月日:1987年8月10日

出生地: クウェート 国籍: クウェート

旅券番号:不明

I D番号:不明

住所:不明

国連制裁委員会による指定日:2014 年8月15日 (2020年11月24日に改訂) その他の情報:クウェートを拠点 とし、「committee of zakat」を 担当する便宜提供者、かつ、レバン トの人々のためのアル・ヌスラ戦線 (644. に指定した団体) への資金提 供者。国連安全保障理事会決議第 2368号 (2017年) に基づく見直しは 2020年11月24日に終了した。同人に 対するインターポール(国際刑事 警察機構) · 国連安全保障理事会 特別手配書のウェブ・リンク: https://www.interpol.int/en/How-we -work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

658. ~797. [略]

658. ~797. [同左]

備考 表中の [] の記載は注記である。